

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市防火防犯組合連合会補助金
補助事業等の目標	諏訪市防火防犯組合連合会において各種事業をとおり安全で安心して暮らせる街作りを目標とする。
補助事業等の対象者	諏訪市防火防犯組合連合会
補助対象経費	諏訪市防火防犯組合連合会が事業を実施するための経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	総事業費中 2/3。予算額を超える場合は予算の範囲内。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 上記市の補助金及び防犯協会からの助成金のみにより運営されているため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 4 8 年 2 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 地区活動事業として継続することで今後の防犯活動が成り立つため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金を受けようとする者は、規則に規定する申請書に、定期総会資料（役員名簿・活動内容等）を添付して、市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 消防課 消防係

平成 23 年 12 月 1 日 一部改正

令和 5 年 3 月 15 日 一部改正（令和 5 年 4 月 1 日 施行）